

# 自転車マナーアップ通信 No.4

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

## 各学校で自転車安全利用講習会を開催しました

JR愛子駅を中心とした愛子地域で実施されている、自転車モデル事業も今年で3年目となりました。地域の自転車安全利用を図るため発足した「宮城地区自転車マナーアップ推進協議会」も3年目に入り、協議会の構成団体独自でも、自転車のマナーアップを図ろうと、自主的に自転車安全利用講習会を開催しています。

今回は、モデル地域内の幼稚園・学校の取組みの一部をご紹介します。



広瀬中学校

2016.4.14

赤門自動車学校の協力を得て、全校生徒を対象とする自転車講習会を今年度も開催しました。講習会では、実際に利用している通学路を映像で確認しながら、安全な自転車走行方法などを学びました。



仙台高等専門学校  
広瀬キャンパス

2016.4.18

恒例の自動車利用者の交通安全教室に、新たに自転車利用者を加えて開催。仙台北警察署警察官を講師に迎え、事故によって将来を奪われた若者の事故事例などを通して交通安全の大切さを学びました。



愛子幼稚園

2016.6.2

今回、初めて自転車安全利用をテーマに安全教室を実施し、180名の保護者が参加しました。自転車に同乗させた際の注意点やヘルメット着用の重要性など講師の仙台北警察署警察官からの話に熱心に耳を傾けていました。



錦ヶ丘小学校

2016.6.16

仙台北自動車学校の方を講師に迎え、3・4年生の児童を対象に自転車講習会を開催。スクリーンに映し出されるコースを走行する自転車シミュレータを通して安全走行の技術を学びました。



愛子小学校

2016.6.30

仙台北警察署警察官を講師に迎え2年生以上の児童を対象に自転車安全利用講習会を開催。実際に自転車を使い整備点検の方法を学んだり、映像を見ながら安全走行の注意点などを学びました。

## 学校をあげてマナーアップを!



仙台北警察署より指定書が交付されました。

今年も仙台北警察署と宮城総合支所から「自転車マナーアップモデル中学校」に指定され、4月14日(木)に指定書が交付されました。今後も地域のモデルとなるよう、学校全体で自転車のマナーアップに努めていきます。

早速、翌日4月15日の朝に街頭指導と自転車点検が行われました。

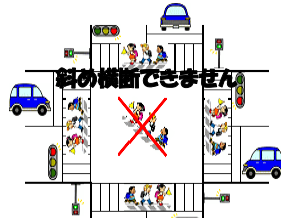


担任教諭と一緒に自転車点検をしました。

宮城地区の

## 自転車のルール違反 その1

平成26年度から毎年4回実施してきた自転車マナーの遵守率調査から、調査地点それぞれの特徴が明らかになってきました。今回は、落合駅南側交差点の違反の特徴についてご紹介します。落合駅南側交差点は、歩行者が安全に横断できるよう交差点内の車両通行がなくなる歩車分離式信号機の交差点です。歩行者も自転車(子供や高齢者、身体に障害を持つ方以外は自転車から降りて押して渡る)も横断歩道部分を通行しますが、交差点を斜めに横断する方が多い特徴があります。**交差点を斜めに横断するのは交通ルール違反**です。ルールを守って安全に通行しましょう。



※イラストは宮城県警察ホームページより

## スクエアド・ストリートを実施します

今年も、スタントマンの事故再現による自転車安全利用教室を実施します。今年度、宮城地区では次の日程と場所で実施予定です。是非この機会にご覧ください。

日時：平成28年9月6日(火) 13:40~

場所：大沢中学校校庭  
(雨天時は体育館)

※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。



## みんなで守ろう! 自転車安全利用五則

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は道路交通法上の車両で、道路を通行する場合、車道通行が原則です。

### 2 車道は左側を通行

- ・自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

### 4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

### 5 子どもはヘルメットを着用

- ・児童・幼児の保護者は、児童・幼児を同乗させて走行する時や、幼児・児童が自ら自転車で走行するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

### ★自転車〇×クイズ★

友達と話をしながら自転車で並んで走ってもよい。